

第5章 九十九里地区以外の地域における海岸県有保安林の整備指針について

本指針は、九十九里海岸が津波による被害を受けたことから、県内の他地区に先がけて九十九里地区編として策定したものであるが、君津管内には富津地区、安房夷隅管内は内湾側の鋸南町から外湾側のいすみ市にかけて不連続であるが、海岸県有保安林がある。

今後は、本指針の同一の目的により、各管内ごとの整備指針を策定する予定である。

なお、整備手法は、将来に予測される津波を踏まえた観点からも従来の手法を再検討するが、近年、松くい虫被害が顕著である実態から、今ある海岸県有保安林を整備して維持していくことを念頭におきすすめていく。



館山市平砂浦地区（ファミリーパーク前。右は整備工事中の砂丘）



南房総市海発地区（県道 297 号付近）



鴨川市東条地区（国道 128 号付近）



富津市川名地区（川名川付近）